

## 「たばこ対策に関する世論調査」の概要

令和4年11月  
内閣府政府広報室

調査対象	全国18歳以上の日本国籍を有する者 3,000人 有効回収数1,556人（有効回収率51.9%） （有効回収数の内訳：郵送 1,058人、インターネット 498人）
調査期間	令和4年8月4日～9月11日
調査方法	郵送法（配布：郵送、回収：郵送又はインターネット回答）
調査目的	たばこ対策に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。
調査項目	1 たばこによる健康影響の認識について 2 健康増進法改正内容の認知と政府への要望について
調査実績	「がん対策・たばこ対策に関する世論調査」（令和元年7月）
関係府省庁	厚生労働省
その他	1 新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、調査員と調査対象の方との接触を回避するため、郵送法で実施した。 2 令和元年7月調査までは調査員による個別面接聴取法で実施しているため、郵送法で実施した令和4年8月調査との単純比較は行わない。 3 図表の数値(%)は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、内訳の合計が100にならないこともある。

1 たばこによる健康影響の認識について

(1) たばこと健康に関する知識

問1. あなたは、たばこによる健康への影響に関してどのようなことを知っていますか。  
(〇はいくつでも)

(上位5項目)  
令和4年8月

- ・たばこは、肺がんなどのがんの原因となる 92.4%
- ・たばこの煙は、吸っている本人だけでなく、周りの人の健康にも影響を及ぼす 90.9%
- ・たばこには依存性がある 78.9%
- ・たばこは、脳卒中や心筋梗塞、COPDなどの肺の病気の原因となる 74.4%
- ・たばこをやめることで、健康影響を受ける可能性を減らすことができる 73.7%

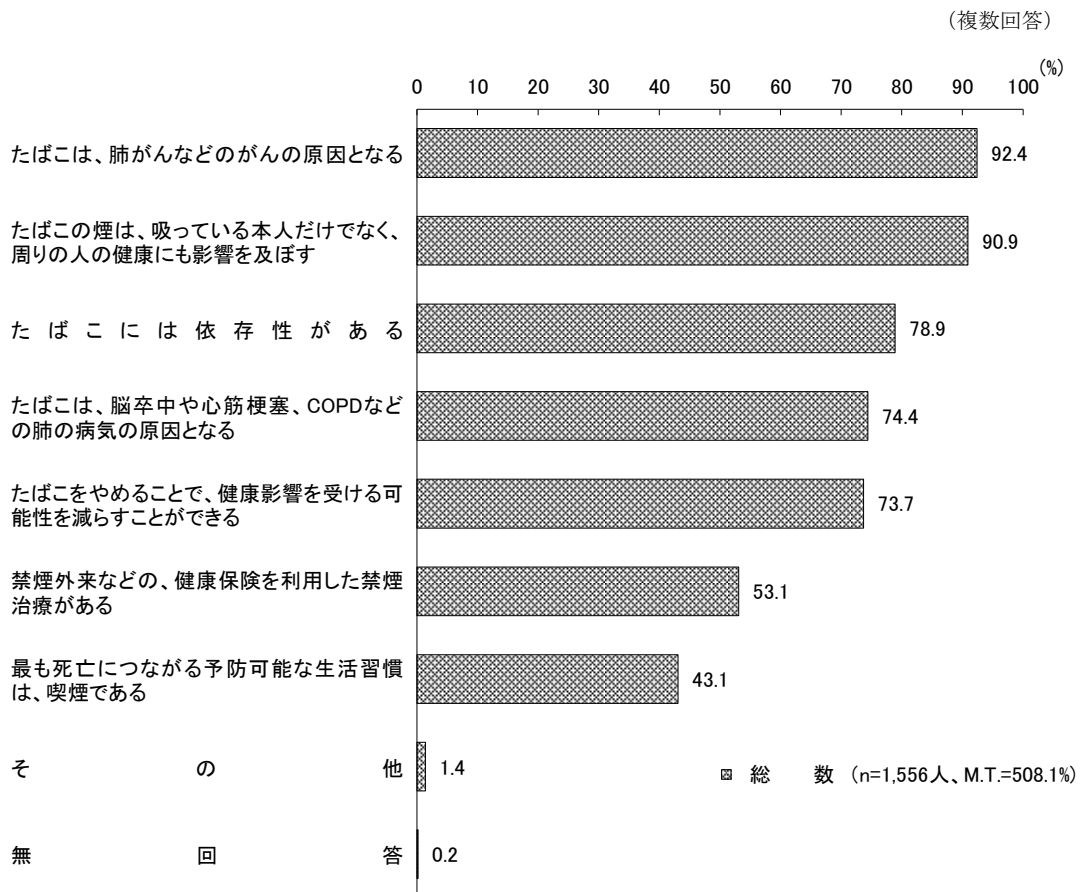


表1 たばこと健康に関する知識

(複数回答)

該 当 者 数	たばこは、肺がんなどのがんの原因となる	たばこの煙は、吸っている本人だけでなく、周りの人の健康にも影響を及ぼす	たばこには依存性がある	たばこは、脳卒中や心筋梗塞、COPDなどの肺の病気の原因となる	たばこをやめることで、健康に影響を受ける可能性を減らすことができる	禁煙外来などの、健康保険を利用した禁煙治療がある	最も死亡につながる予防可能な生活習慣は、喫煙である	その他	無 回 答	計 (M. T.)	
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
総数	1,556	92.4	90.9	78.9	74.4	73.7	53.1	43.1	1.4	0.2	508.1
〔都市規模〕											
大都市	455	93.0	91.0	85.9	75.4	76.5	58.2	42.0	1.8	-	523.7
東京都区部	90	87.8	94.4	92.2	77.8	80.0	62.2	46.7	2.2	-	543.3
政令指定都市	365	94.2	90.1	84.4	74.8	75.6	57.3	40.8	1.6	-	518.9
中都市	632	92.2	89.6	76.1	72.9	72.9	51.7	43.0	1.6	0.3	500.5
小都市	335	92.8	92.5	75.2	74.9	71.9	50.1	41.5	0.9	-	500.0
町	134	89.6	92.5	77.6	76.9	72.4	50.0	50.7	0.7	0.7	511.2
〔性〕											
男性	698	92.7	87.0	78.2	75.8	68.9	49.3	43.3	1.9	0.1	497.1
女性	858	92.1	94.1	79.5	73.3	77.6	56.3	42.9	1.0	0.2	517.0
〔年齢〕											
18～29歳	163	96.9	88.3	90.2	67.5	74.2	51.5	47.9	0.6	-	517.2
30～39歳	170	95.9	88.8	87.1	75.9	76.5	61.8	46.5	1.8	-	534.1
40～49歳	240	95.0	92.1	88.3	75.4	78.3	62.5	41.7	2.9	-	536.3
50～59歳	298	90.6	93.0	87.2	83.2	77.5	66.4	45.0	1.7	-	544.6
60～69歳	287	90.2	90.2	76.0	78.0	72.1	53.0	45.6	1.0	-	506.3
70歳以上	398	90.2	91.0	61.1	66.8	67.8	34.7	37.2	0.8	0.8	450.3

表1-参考 たばこと健康に関する知識

(複数回答)

該 当 者 数	たばこは、肺がんなど、がんの原因となる	たばこの煙は、吸っている本人だけでなく、周りの人の健康にも悪影響を及ぼす	たばこの煙は、吸っている本人だけでなく、周りの人の健康にも悪影響を及ぼす	たばこは、脳卒中や心筋梗塞、肺気腫などの病気の原因となる	たばこには依存性がある	たばこをやめることで、健康被害の可能性を減らすことができる	たばこは、予防できる最大の死亡原因である	健康保険を利用した禁煙治療がある	その他	特 に な い	わ か ら な い	計 (M. T.)
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
令和元年7月調査	1,647	85.2	72.0	66.8	65.2	60.1	38.9	36.0	0.1	1.0	1.0	426.3

(注1) 令和元年7月調査では、「あなたは、たばこと健康に関して、どのようなことを知っていますか。この中からいくつでもあげてください。」と聞いている。

(注2) 令和元年7月調査では、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和4年8月調査との単純比較は行わない。

(2) たばこの健康影響の周知方法

問2. あなたは、たばこが健康に影響することについて、どのような手段や経路により周知されているか知っていますか。(〇はいくつでも)

(上位6項目)  
令和4年8月

・テレビ・ラジオ	47.7%
・たばこパッケージの注意書き	42.9%
・家族・友人・知人	40.0%
・新聞・雑誌・書籍	38.9%
・学校の授業	37.5%
・医師・看護師などの医療スタッフ	36.3%

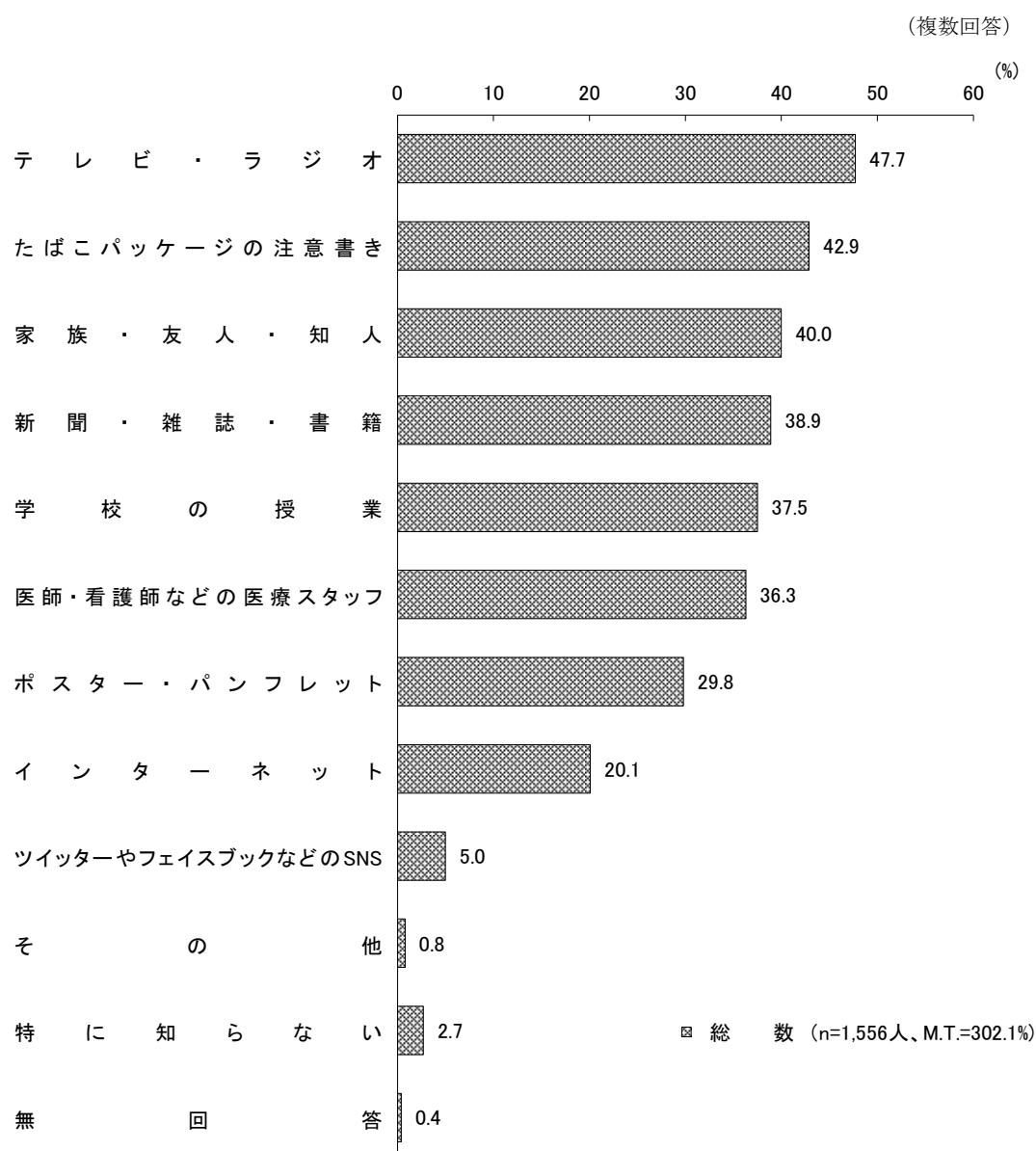


表2 たばこの健康影響の周知方法

(複数回答)

	該 当 者 数	テ レ ビ ラ ジ オ	た ば こ パ ツ ケ ー ジ の 注 意 書 き	家 族 ・ 友 人 ・ 知 人	新 聞 ・ 雑 誌 ・ 書 籍	学 校 の 授 業	医 師 ・ 看 護 師 な ど の 医 療 ス タ フ	ポ ス タ ー ・ パ ン フ レ ッ ト	イ ン タ ー ネ ッ ト	S N S ツ イ ッ タ ー や フ ェ イ ス ブ ッ ク な ど の	そ の 他	特 に 知 ら な い	無 回 答	計 (M.T.)
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	1,556	47.7	42.9	40.0	38.9	37.5	36.3	29.8	20.1	5.0	0.8	2.7	0.4	302.1
〔都市規模〕														
大都市	455	47.7	42.9	40.7	38.9	38.9	37.4	30.8	25.1	5.7	1.1	2.4	-	311.4
東京都	90	48.9	55.6	48.9	33.3	46.7	38.9	32.2	25.6	6.7	-	5.6	-	342.2
政令指定都市	365	47.4	39.7	38.6	40.3	37.0	37.0	30.4	24.9	5.5	1.4	1.6	-	303.8
中都市	632	46.8	45.3	37.8	38.1	36.6	36.2	27.4	17.9	4.1	0.8	2.5	0.3	293.8
小都市	335	47.5	41.2	40.3	40.0	39.7	36.7	32.8	17.3	6.0	-	3.0	1.2	305.7
町	134	52.2	35.8	47.8	39.6	32.1	32.1	29.9	20.1	4.5	2.2	3.7	0.7	300.7
〔性〕														
男性	698	43.7	49.6	38.4	38.3	36.0	39.4	27.1	22.9	5.0	1.1	3.0	0.1	304.6
女性	858	50.9	37.4	41.4	39.4	38.8	33.8	31.9	17.7	5.0	0.6	2.4	0.7	300.1
〔年齢〕														
18～29歳	163	36.8	41.7	42.3	17.8	87.7	22.1	30.7	36.2	13.5	-	0.6	-	329.4
30～39歳	170	38.8	52.9	45.9	19.4	60.6	25.9	36.5	33.5	8.8	0.6	2.4	-	325.3
40～49歳	240	50.4	50.0	45.0	30.8	50.4	33.3	33.3	31.7	6.3	0.8	1.7	-	333.8
50～59歳	298	54.7	45.6	34.9	41.6	33.6	36.9	31.9	21.1	3.4	1.0	3.7	-	308.4
60～69歳	287	50.5	44.6	31.7	49.5	20.9	42.5	27.9	10.5	2.4	1.0	1.0	0.3	282.9
70歳以上	398	47.0	31.4	43.5	51.0	14.3	43.5	24.1	6.8	2.3	1.0	4.8	1.5	271.1

表2-参考 たばこの健康被害の認知方法

(複数回答)

	該 当 者 数	テ レ ビ ラ ジ オ	新 聞 ・ 雑 誌 ・ 書 籍	家 族 ・ 友 人 ・ 知 人	医 師 ・ 看 護 師 な ど の 医 療 ス タ フ	た ば こ パ ツ ケ ー ジ の 注 意 文 言 (注 意 書 き)	ポ ス タ ー ・ パ ン フ レ ッ ト	学 校 の 授 業	フ ェ イ ス ブ ッ ク な ど の S N S ツ イ ッ タ ー や	そ の 他	特 に 知 ら な い	わ か ら な い	計 (M.T.)
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
令和元年7月調査	1,647	63.0	49.5	35.2	29.7	29.5	27.4	23.7	19.1	1.8	1.8	0.4	281.0

(注1) 令和元年7月調査では、「あなたは、たばこが健康に悪いことを何から知りましたか。あてはまるものを、この中からいくつでもあげてください。」と聞いている。

(注2) 令和元年7月調査では、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和4年8月調査との単純比較は行わない。

(3) 周りの人のたばこの煙に対する印象

問3. あなたは、喫煙者のたばこの煙について不快に思いますか。(○は1つ)

令和4年8月

不快に思う (小計)	83.3%
・不快に思う	56.7%
・どちらかといえば不快に思う	26.5%
不快に思わない (小計)	16.1%
・どちらかといえば不快に思わない	8.2%
・不快に思わない	8.0%

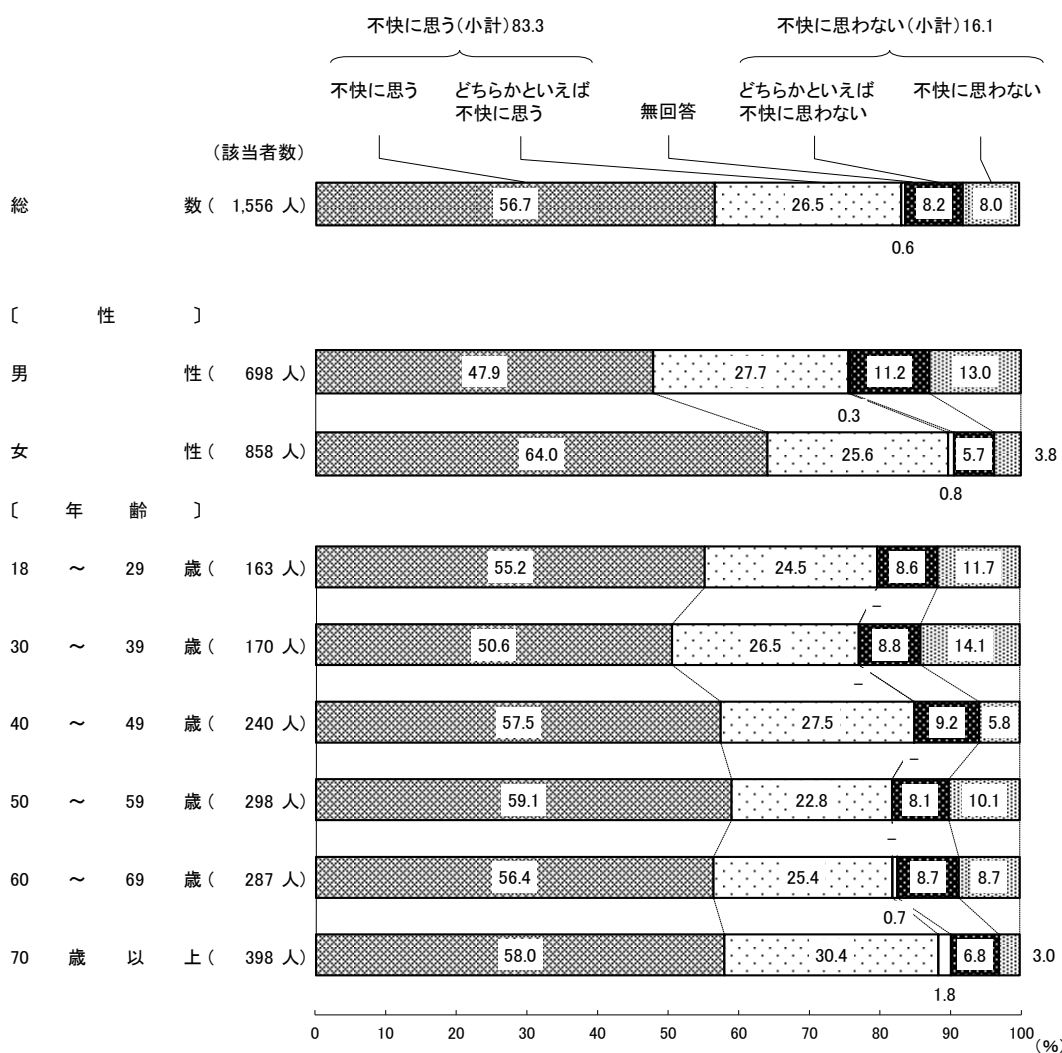


表3 周りの人のたばこの煙に対する印象

	該 当 者 数	不 快 に 思 う (小計)	不 快 に 思 う		ど ち ら か と い え ば 不 快 に 思 う	不 快 に 思 わ ない (小計)		ど ち ら か と い え ば 不 快 に 思 わ ない	不 快 に 思 わ ない	無 回 答
			%	%		%	%			
総 〔都市規模〕	1,556	83.3	56.7	26.5	16.1	8.2	8.0	0.6		
大 都 市	455	84.4	58.2	26.2	15.4	7.3	8.1	0.2		
東 京 都 区 部	90	85.6	60.0	25.6	14.4	6.7	7.8	-		
政 令 指 定 都 市	365	84.1	57.8	26.3	15.6	7.4	8.2	0.3		
中 都 市	632	83.9	55.9	28.0	15.5	8.4	7.1	0.6		
小 都 市	335	81.8	56.4	25.4	17.6	9.3	8.4	0.6		
町 村	134	80.6	56.7	23.9	17.9	7.5	10.4	1.5		
〔性〕										
男 性	698	75.5	47.9	27.7	24.2	11.2	13.0	0.3		
女 性	858	89.6	64.0	25.6	9.6	5.7	3.8	0.8		
〔年齢〕										
18～29歳	163	79.8	55.2	24.5	20.2	8.6	11.7	-		
30～39歳	170	77.1	50.6	26.5	22.9	8.8	14.1	-		
40～49歳	240	85.0	57.5	27.5	15.0	9.2	5.8	-		
50～59歳	298	81.9	59.1	22.8	18.1	8.1	10.1	-		
60～69歳	287	81.9	56.4	25.4	17.4	8.7	8.7	0.7		
70歳以上	398	88.4	58.0	30.4	9.8	6.8	3.0	1.8		

表3-参考 周りの人のたばこの煙に対する印象

	該 当 者 数	不 快 に 思 う (小計)	不 快 に 思 う		ど ち ら か と い え ば 不 快 に 思 う	ど ち ら か と い え ば 不 快 に 思 わ ない	不 快 に 思 わ ない (小計)		ど ち ら か と い え ば 不 快 に 思 わ ない	わ か ら な い
			%	%			%	%		
令 和 元 年 7 月 調 査	1,647	78.4	58.3	20.1	1.2	20.0	10.5	9.5	0.3	

(注1) 令和元年7月調査では、「あなたは、周りの人のたばこの煙について、不快に思いますか。この中から1つだけお答えください。」と聞いている。

(注2) 令和元年7月調査では、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和4年8月調査との単純比較は行わない。

(ア) 周りの人のたばこの煙を不快に思った場所

(問3で「不快に思う」、「どちらかといえば不快に思う」と答えた者に)  
 問4. これまでに喫煙者のたばこの煙を不快に思った場所はどこですか。(〇はいくつでも)

(上位4項目)  
 令和4年8月

- ・ 路上 70.2%
- ・ 食堂・レストラン・フードコートなど主に食事を提供する店舗 50.9%
- ・ 居酒屋・バー・スナックなど主に酒類を提供する店舗 39.9%
- ・ 屋外喫煙所の近く 39.4%

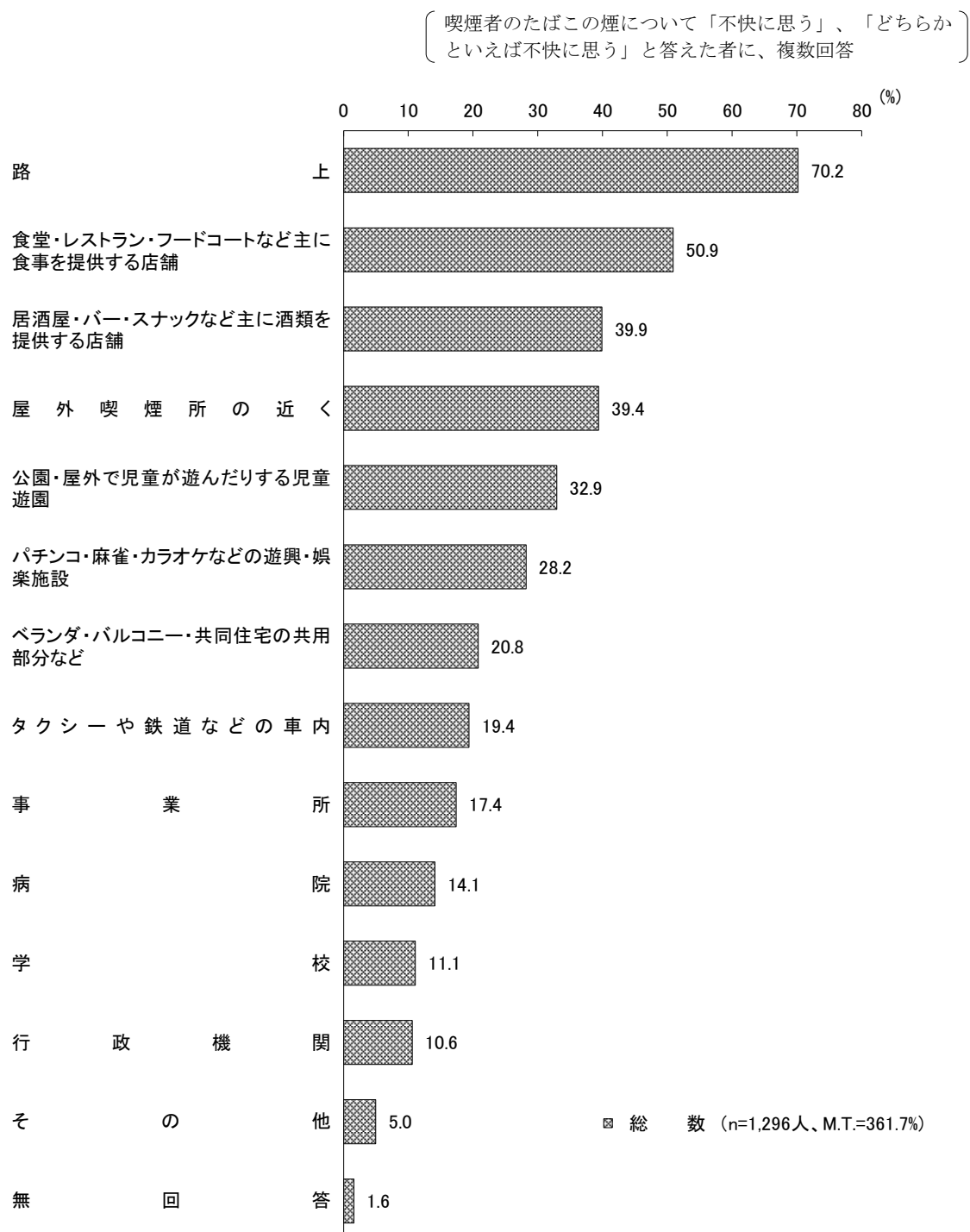




表4 周りの人のたばこの煙を不快に思った場所

総 〔都 市 規 模 〕 数	該 当 者 数	路 上	食 店 の コ ー ナ ー ・ ス ナ ック 店 舗 等 に 主 に 食 事 を 提 供 す る 店 舗	主 居 に 酒 類 を 提 供 す る 店 舗 な ど	屋 外 喫 煙 所 の 近 く	公 園 ・ 遊 園 ・ 児童 遊 園 等 で 児 童 が 遊 ん だ り	パ ー ク ・ 遊 園 ・ 娯 楽 施 設 ・ カ ラ オ ケ な ど	住 宅 の 共 有 部 分 な ど ・ コ ー ナ ー ・ 共 同	タ ク シ ー や 鉄 道 な ど の 車 内	事 業 所	病 院	学 校	行 政 機 関	そ の 他	無 回 答	計 (M.T.)
1,296		70.2	50.9	39.9	39.4	32.9	28.2	20.8	19.4	17.4	14.1	11.1	10.6	5.0	1.6	361.7
384	大 都 市 規 模 〕 市	81.3	49.7	41.7	41.9	36.7	30.2	32.6	23.2	14.8	10.2	8.9	8.1	6.0	0.5	385.7
77	都 市 規 模 〕 都	90.9	57.1	51.9	54.5	41.6	32.5	39.0	28.6	20.8	11.7	7.8	13.0	5.2	-	454.5
307	都 市 規 模 〕 市	78.8	47.9	39.1	38.8	35.5	29.6	30.9	21.8	13.4	9.8	9.1	6.8	6.2	0.7	368.4
530	政 令 指 定 都 市	67.2	48.3	38.9	39.6	32.5	25.5	17.0	13.8	14.2	13.8	10.9	10.9	4.7	2.1	339.2
274	都 市 規 模 〕 市	63.9	55.8	38.0	37.6	31.8	29.6	16.4	26.6	23.0	20.1	15.0	13.1	4.0	2.6	377.4
108	小 都 市 規 模 〕 村	62.0	55.6	43.5	33.3	25.0	30.6	9.3	15.7	28.7	14.8	10.2	11.1	5.6	0.9	346.3
527	〔性 別〕 男	68.3	48.2	42.7	37.2	34.5	30.4	17.6	20.3	19.9	15.4	11.2	12.7	3.2	2.1	363.8
769	〔性 別〕 女	71.5	52.8	38.0	40.8	31.9	26.7	23.0	18.9	15.7	13.3	11.1	9.1	6.2	1.3	360.2
130	〔年 齢〕 18 歳	78.5	46.2	50.8	43.8	31.5	27.7	23.1	13.8	12.3	8.5	11.5	8.5	2.3	1.5	360.0
131	〔年 齢〕 30 歳	80.2	50.4	50.4	42.7	45.0	35.1	32.1	20.6	16.8	13.0	12.2	9.9	3.1	-	411.5
204	〔年 齢〕 40 歳	81.4	51.5	45.1	42.6	46.6	36.8	30.4	23.5	22.5	19.6	15.7	10.8	5.4	0.5	432.4
244	〔年 齢〕 50 歳	75.8	52.5	46.7	44.7	32.0	28.7	24.6	20.9	19.3	13.1	13.5	11.5	7.4	0.4	391.0
235	〔年 齢〕 60 歳	70.2	46.8	36.2	40.9	28.9	23.8	15.3	15.7	20.4	11.5	8.9	11.5	6.0	0.4	336.6
352	〔年 齢〕 70 歳 以 上	53.1	54.3	26.7	29.8	24.4	23.3	11.4	20.2	13.4	15.9	7.7	10.2	4.3	4.5	299.1

表 4-1 参考 周りの人のたばこの煙を不快に思った場所

令和元年7月調査	該 当 者 数 1,292 人	食 店 主 に 主 に 主 に	路	居 酒 類 を 提 供 す る 店 舗	自 動 車 や 鉄 道 な ど の 車 内	屋 外 喫 煙 所 の 近 く	遊 パ ー ク ・ 遊 園 地 ・ 遊 楽 場 ・ カ ラ オ ケ な ど	公 園 ・ 兒 童 遊 園	病 院	事 業 所	の べ ら 共 用 部 分 な ど	行 政 機 関	学 校	そ の 他	わ か ら な い	計 (M.T.)
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		62.4	53.3	38.6	29.5	26.9	26.2	23.1	18.3	17.3	16.3	13.4	11.6	2.5	0.9	340.2

〔 周りの人のたばこの煙について、「不快に思う」、「どちらか」といえば不快に思う」と答えた者に、複数回答 〕

(注1) 令和元年7月調査では、「あなたが、今までに周りの人のたばこの煙を不快に思った場所はどこですか、この中からいくつでもあげてください。」と聞いている。

(注2) 令和元年7月調査では、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和4年8月調査との単純比較は行わない。

## 2 健康増進法改正内容の認知と政府への要望について

### (1) 健康増進法の改正内容に関する知識

問5. 他人が吸っているたばこから立ち上がる煙や、吐き出された煙を吸い込むことを、受動喫煙といいます。望まない受動喫煙を防ぐために健康増進法が改正され、2020年4月1日に全面施行されました。あなたは、健康増進法の改正内容についてどのようなことを知っていますか。(〇はいくつでも)

(上位4項目)  
令和4年8月

- ・ 多数の人が利用する施設の屋内は、原則禁煙になった 72.5%
- ・ 病院・学校・行政機関などの施設では、他の施設より規制が厳しく、  
屋内に喫煙室が設置できない 61.8%
- ・ 小規模飲食店では、店によって屋内でもたばこが吸える店と吸えない店がある 51.5%
- ・ 法律が改正され、2019年7月以降、規制が強化された 32.3%

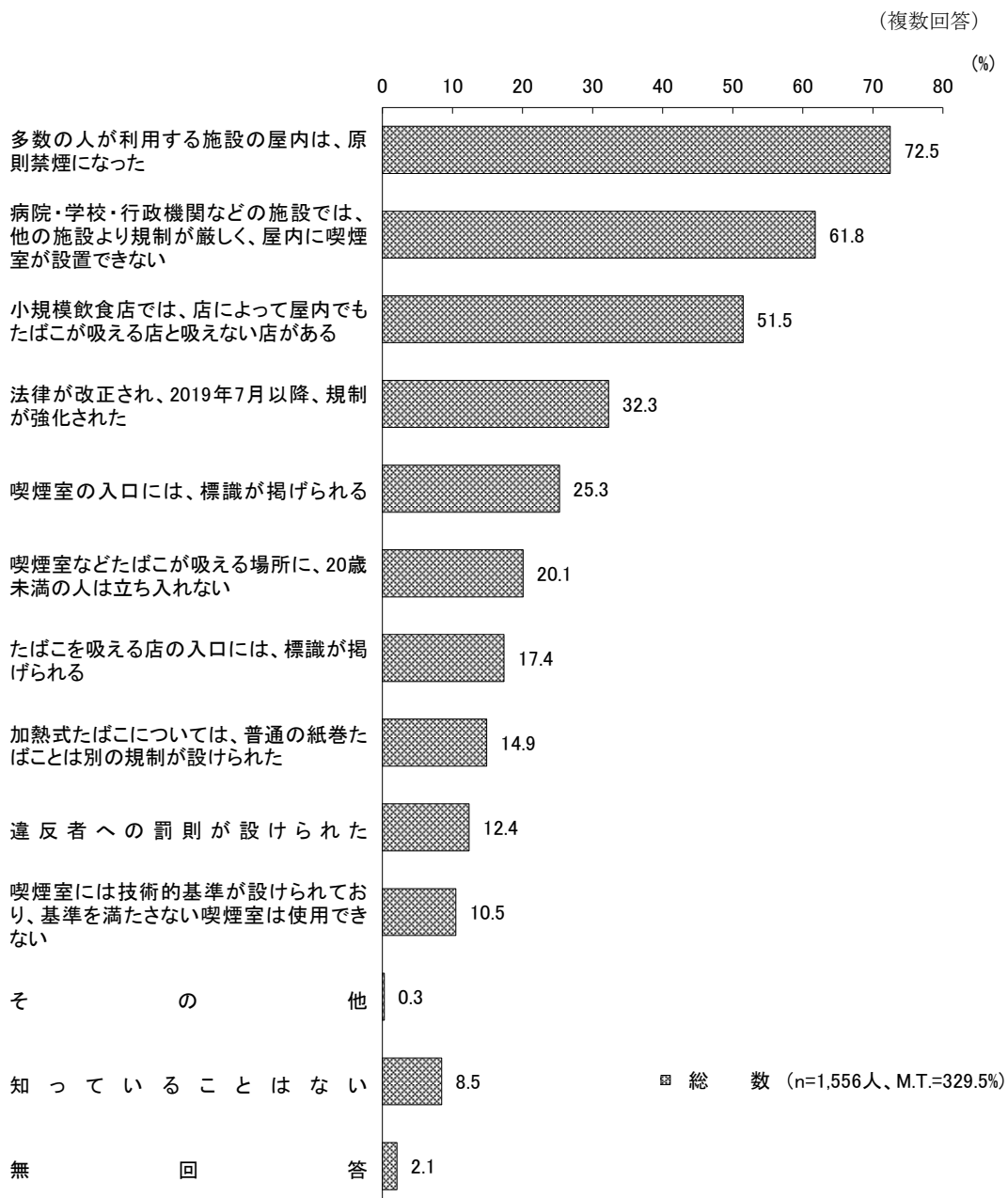


表5 健康増進法の改正内容に関する知識

		該 当 者 数	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	計 (M.T.)
総	数	1,556	人	72.5	61.8	51.5	32.3	25.3	20.1	17.4	14.9	12.4	10.5	8.5	2.1			329.5	
大	模	455		72.3	61.5	56.9	33.0	24.6	20.0	21.3	19.3	16.5	11.4	7.5	1.1			346.2	
東	区	90		72.2	55.6	66.7	37.8	28.9	27.8	25.6	27.8	20.0	14.4	6.7	1.1			384.4	
京	都	365		72.3	63.0	54.5	31.8	23.6	18.1	20.3	17.3	15.6	10.7	7.7	1.1			336.7	
政	都	632		72.5	57.9	47.5	31.8	24.1	20.6	16.0	13.6	10.9	10.4	9.8	2.1			317.2	
中	都	335		72.2	66.6	50.1	31.9	26.6	18.2	15.2	12.8	11.9	10.7	8.1	3.0			327.5	
小	村	134		73.9	68.7	55.2	33.6	30.6	22.4	16.4	11.2	6.7	6.7	7.5	3.0			335.8	
町	性	698		71.3	62.2	51.3	35.2	26.2	19.3	18.5	16.6	15.0	12.9	9.9	1.9			340.8	
男	性	858		73.4	61.4	51.6	30.0	24.6	20.6	16.6	13.5	10.3	8.5	7.5	2.2			320.3	
女	性	163		65.0	50.9	50.9	33.1	25.2	23.9	22.1	21.5	12.3	6.7	11.7	0.6			323.9	
18	歳	170		70.0	55.3	57.6	39.4	25.9	21.2	19.4	21.2	16.5	11.8	11.2	0.6			350.0	
30	歳	240		76.3	59.2	56.7	32.9	22.5	18.8	18.8	19.6	14.6	13.3	8.3	0.8			341.7	
40	歳	298		71.5	64.4	54.7	34.6	25.2	20.5	17.1	17.4	12.4	10.4	8.4	0.7			337.6	
50	歳	287		77.4	70.4	50.5	29.6	25.8	19.5	19.2	10.5	10.8	10.5	7.0	2.8			334.5	
60	歳	398		71.6	62.3	44.2	28.9	26.6	18.8	12.8	8.0	10.6	9.8	7.5	4.5			306.0	
70	歳																		

(複数回答)

表5-1 参考 健康増進法の改正内容に関する知識

		(複数回答)													
令和元年7月調査	人数	46.0	44.6	42.0	22.3	19.4	15.8	11.8	11.5	10.9	9.6	0.2	14.8	14.4	263.3
	該当者数	46.0	44.6	42.0	22.3	19.4	15.8	11.8	11.5	10.9	9.6	0.2	14.8	14.4	263.3
	則多禁煙になる人が利用する施設の屋内は、原則禁煙である	46.0	44.6	42.0	22.3	19.4	15.8	11.8	11.5	10.9	9.6	0.2	14.8	14.4	263.3
	病院・学校などの施設内には、喫煙の施設が設けられていない	44.6	44.6	42.0	22.3	19.4	15.8	11.8	11.5	10.9	9.6	0.2	14.8	14.4	263.3
	小規模な飲食店では、喫煙の店と喫煙しない店がある	42.0	44.6	42.0	22.3	19.4	15.8	11.8	11.5	10.9	9.6	0.2	14.8	14.4	263.3
	法律が改正され、2019年7月以降、規制強化される	22.3	44.6	42.0	22.3	19.4	15.8	11.8	11.5	10.9	9.6	0.2	14.8	14.4	263.3
	喫煙店の入口には、標識が掲げられる	19.4	44.6	42.0	22.3	19.4	15.8	11.8	11.5	10.9	9.6	0.2	14.8	14.4	263.3
	掲げられる喫煙店の入口には、標識が掲げられる	15.8	44.6	42.0	22.3	19.4	15.8	11.8	11.5	10.9	9.6	0.2	14.8	14.4	263.3
	たばこは別の規制が設けられる	11.8	44.6	42.0	22.3	19.4	15.8	11.8	11.5	10.9	9.6	0.2	14.8	14.4	263.3
	加熱たばこについては、普通の紙巻たばこは別の規制が設けられる	11.5	44.6	42.0	22.3	19.4	15.8	11.8	11.5	10.9	9.6	0.2	14.8	14.4	263.3
	喫煙店には技術基準が設けられ、基準を満たさない喫煙店は使用できなくする	11.5	44.6	42.0	22.3	19.4	15.8	11.8	11.5	10.9	9.6	0.2	14.8	14.4	263.3
	違反者への罰則が設けられた	10.9	44.6	42.0	22.3	19.4	15.8	11.8	11.5	10.9	9.6	0.2	14.8	14.4	263.3
	人は立ち入る場所に、20歳未満の人は立ち入る場所になる	9.6	44.6	42.0	22.3	19.4	15.8	11.8	11.5	10.9	9.6	0.2	14.8	14.4	263.3
	その他	0.2	44.6	42.0	22.3	19.4	15.8	11.8	11.5	10.9	9.6	0.2	14.8	14.4	263.3
	特にな	14.8	44.6	42.0	22.3	19.4	15.8	11.8	11.5	10.9	9.6	0.2	14.8	14.4	263.3
	わか	14.4	44.6	42.0	22.3	19.4	15.8	11.8	11.5	10.9	9.6	0.2	14.8	14.4	263.3
	計(M.T.)	263.3	44.6	42.0	22.3	19.4	15.8	11.8	11.5	10.9	9.6	0.2	14.8	14.4	263.3

(注1) 令和元年7月調査では、「あなたは、健康増進法の改正内容について知っていますか。この中からいくつでもあげてください。」と聞いている。

(注2) 令和元年7月調査では、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和4年8月調査との単純比較は行わない。

(2) たばこ対策に関する政府への要望

問6. あなたは、たばこ対策について、政府としてどういったことに力を入れてほしいと思いますか。(〇はいくつでも)

(上位6項目)  
令和4年8月

- ・受動喫煙対策の強化 48.3%
- ・未成年者に対する、たばこの健康影響に関する教育の充実 46.8%
- ・たばこ税の引上げ 38.9%
- ・たばこの健康影響についての普及啓発活動の充実 29.2%
- ・加熱式たばこ・電子たばこの健康影響に関する研究の推進 27.6%
- ・妊産婦の喫煙防止対策 24.6%

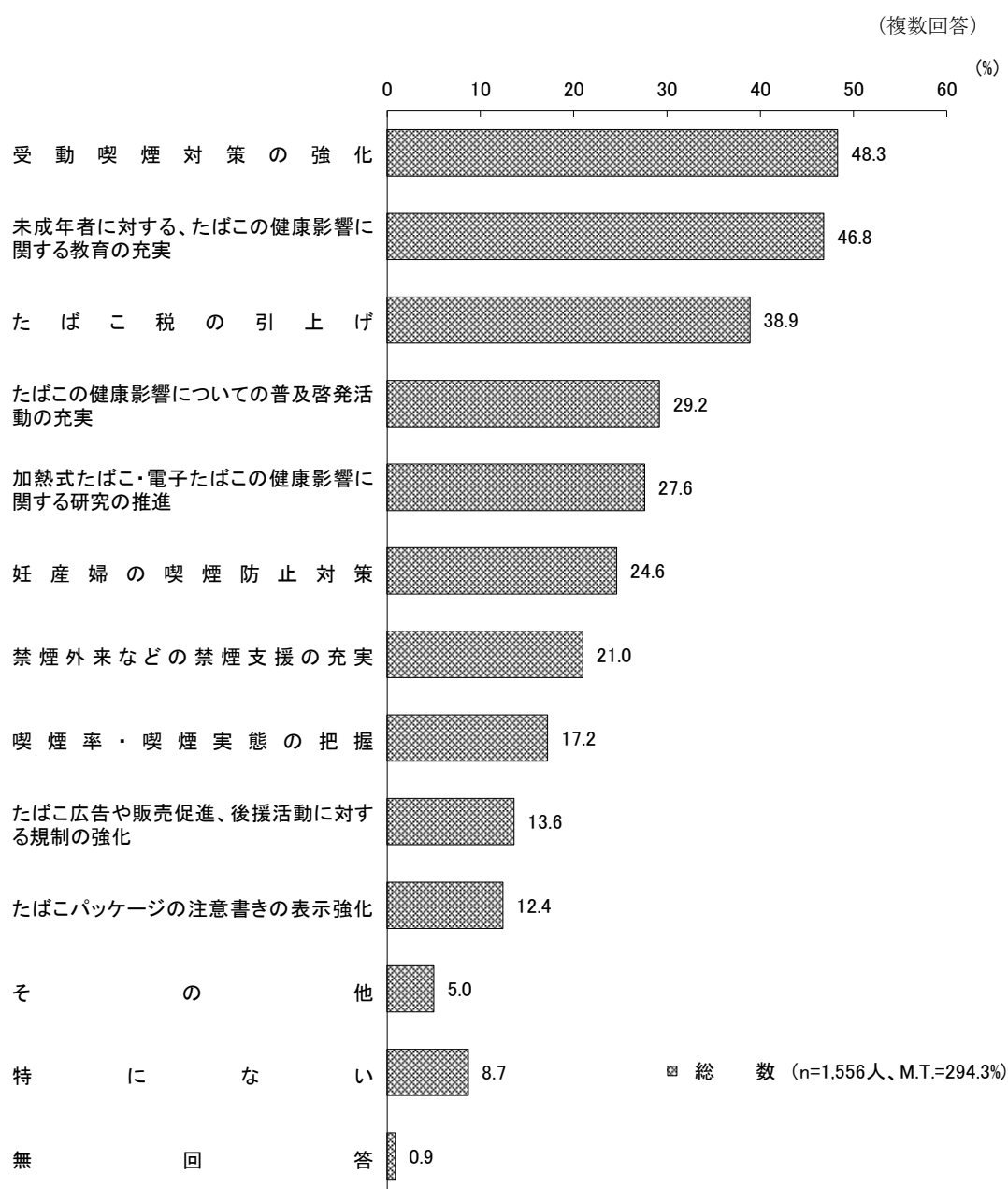


表6 たばこ対策に関する政府への要望

		該 当 者 数	受 動 喫 煙 対 策 の 強 化	影 響 成 果 に 関 する 教 育 の 充 実 は こ の 健 康	た ば こ 税 の 引 上 げ	啓 発 活 動 の 健 康 影 響 に 関 する 充 実 に 関 する 普 及	影 響 に 関 する 研 究 の 推 進 は こ の 健 康	妊 産 婦 の 喫 煙 防 止 対 策	禁 煙 外 来 な ど の 禁 煙 支 援 の 充 実	喫 煙 率 ・ 喫 煙 実 態 の 把 握	た ば こ に 対 する 報 告 や 販 売 強 化 後 援 活 動	示 強 化 は こ の パ ケ ー ジ の 注 意 書 き の 表	そ の 他	特 に な い	無 回 答	計 (M.T.) %
総	数	1,556	48.3	46.8	38.9	29.2	27.6	24.6	21.0	17.2	13.6	12.4	5.0	8.7	0.9	294.3
大	教	455	53.6	49.0	41.5	31.2	30.3	25.1	22.6	19.1	14.1	13.4	5.5	5.9	0.4	311.9
東	市	90	66.7	44.4	46.7	31.1	25.6	22.2	20.0	20.0	16.7	16.7	6.7	5.6	-	322.2
京	都	365	50.4	50.1	40.3	31.2	31.5	25.8	23.3	18.9	13.4	12.6	5.2	6.0	0.5	309.3
政	指	632	47.6	43.2	40.2	27.1	26.7	22.8	19.1	16.0	12.5	11.6	4.4	9.2	1.1	281.5
中	都	335	45.4	48.4	34.9	29.6	25.1	24.8	23.0	16.7	14.3	13.7	6.0	11.0	1.2	294.0
小	都	134	41.0	52.2	33.6	32.1	29.1	30.6	19.4	17.9	14.9	9.7	3.7	10.4	0.7	295.5
町	村	698	45.0	38.7	40.5	24.8	25.4	20.2	19.8	19.6	13.0	12.2	6.0	10.3	0.7	276.2
性	性	858	51.0	53.4	37.5	32.9	29.5	28.1	22.0	15.3	14.0	12.6	4.2	7.5	1.0	309.0
年	年	163	52.8	34.4	51.5	21.5	25.2	35.0	18.4	14.1	12.9	11.0	4.3	7.4	-	288.3
18	~	170	47.6	48.2	41.8	22.9	40.0	25.9	21.8	14.1	13.5	15.3	5.3	8.8	-	305.3
30	~	240	50.8	42.9	43.8	21.7	32.1	20.8	22.9	17.1	11.7	12.5	5.4	10.0	0.4	292.1
40	~	298	51.3	44.3	38.9	26.5	35.2	23.8	24.5	15.4	12.4	9.4	6.0	8.7	1.0	297.7
50	~	287	48.8	50.9	34.1	35.2	24.0	23.0	19.2	16.4	12.2	12.2	6.3	9.4	0.3	292.0
60	~	398	42.7	52.5	32.9	37.4	17.6	23.6	19.3	21.9	16.8	14.1	3.3	8.0	2.3	292.5
70	以															

(複数回答)

表6-1 参考 たばこ対策に関する政府への要望

		(複数回答)													
令和元年7月調査	該当者数	健康被害者に対する教育の充実	受動喫煙対策の強化	たばこ税の引上げ	普及啓発活動の充実	妊産婦の喫煙防止対策	禁煙支援の充実	健康影響に関する研究の推進	活動に対する規制強化	喫煙率・喫煙実態の把握	たばこパッケージ(注意書き)の表示強化	その他	特にない	わからない	計(M.T.)
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
令和元年7月調査	1,647	41.8	41.7	32.2	29.0	28.7	25.7	22.6	17.5	17.0	12.4	3.3	11.2	2.3	285.5

(注) 令和元年7月調査では、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和4年8月調査との単純比較は行わない。



(ア) 受動喫煙対策に関する政府への要望

(問6で「受動喫煙対策の強化」と答えた者に)  
 問7. 受動喫煙対策について、政府としてどういったことに力を入れてほしいと思いますか。  
 (〇はいくつでも)

(上位2項目)  
 令和4年8月

- ・ 病院・学校・行政機関などの敷地内の禁煙 61.0%
- ・ 路上・公園など、屋外で喫煙できる場所を減らす 59.4%

〔たばこ対策について、政府として力を入れてほしいことは「受動喫煙対策の強化」を挙げた者に、複数回答〕

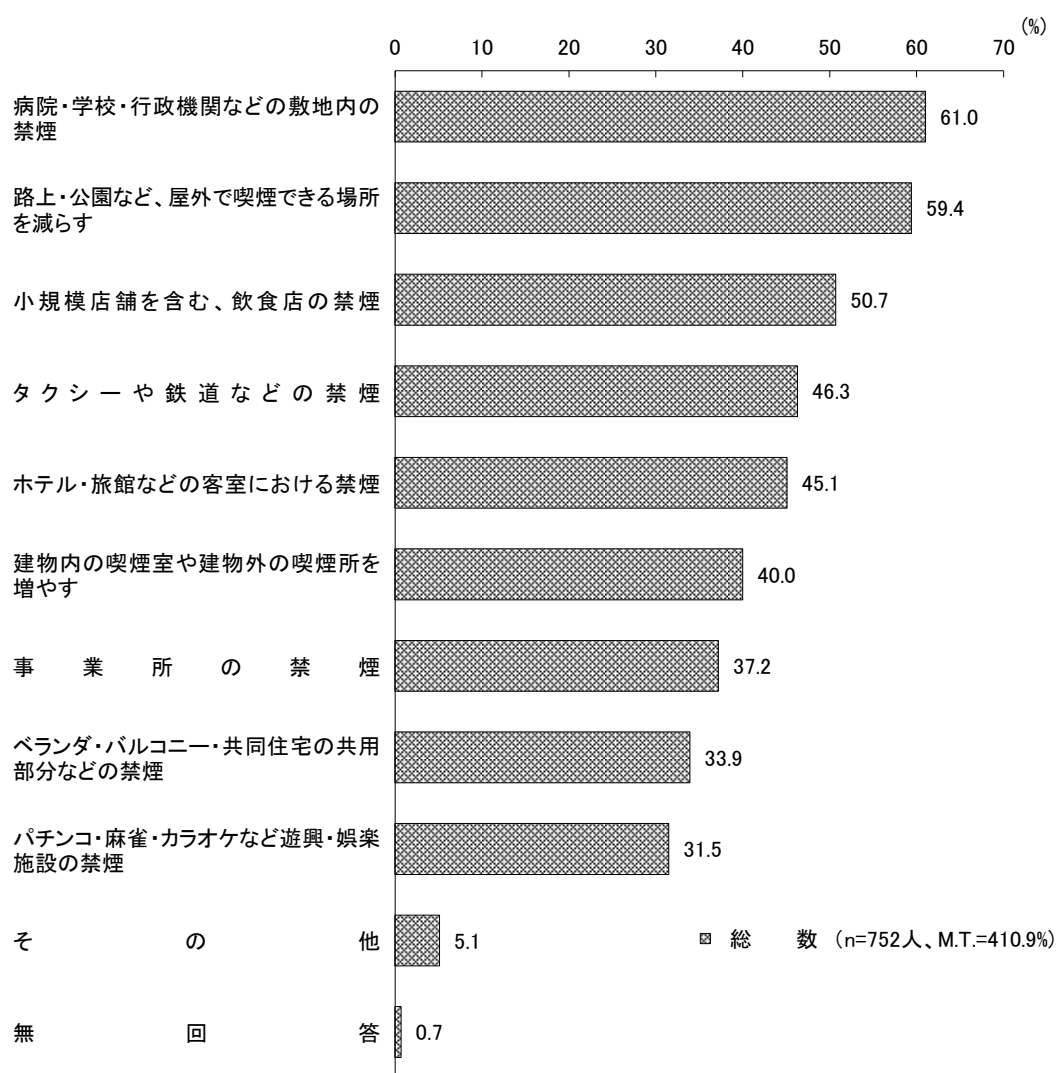


表7 受動喫煙対策に関する政府への要望

〔たばこ対策について、政府として力を入れてほしいことは「受動喫煙対策の強化」を挙げた者に、複数回答〕

	該当者数	敷地内の禁煙	病院内・学校・行政機関など の敷地内の禁煙	路上・公園など、屋外で喫煙 できる場所を減らす	小規模店舗を含む、飲食店の 禁煙	タクシーや鉄道などの禁煙	ホテル・旅館などの客室にお ける禁煙	建物内の喫煙室や建物外の喫 煙所を増やす	事業所の禁煙	住宅の共用部分などの禁煙	パチンコ・麻雀・カラオケな ど遊興・娯楽施設の禁煙	その他	無回答	計 (M.T.)
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	752	61.0	59.4	50.7	46.3	45.1	40.0	37.2	33.9	31.5	5.1	0.7	410.9	
〔都市規模〕														
大都市	244	56.6	62.3	51.2	43.4	43.4	43.0	35.2	45.5	33.2	7.8	0.8	422.5	
東京都	60	50.0	61.7	53.3	41.7	46.7	43.3	31.7	40.0	36.7	8.3	-	413.3	
政令指定都市	184	58.7	62.5	50.5	44.0	42.4	42.9	36.4	47.3	32.1	7.6	1.1	425.5	
中都市	301	60.5	59.1	46.8	44.5	45.5	37.9	36.2	29.2	31.2	4.0	0.7	395.7	
小都市	152	69.1	57.9	54.6	53.3	44.1	39.5	40.8	27.6	29.6	3.9	-	420.4	
町	55	61.8	52.7	58.2	49.1	52.7	40.0	41.8	25.5	30.9	1.8	1.8	416.4	
〔性〕														
男性	314	57.3	58.0	44.9	41.1	39.8	44.9	39.8	30.6	32.5	5.4	0.6	394.9	
女性	438	63.7	60.5	54.8	50.0	48.9	36.5	35.4	36.3	30.8	4.8	0.7	422.4	
〔年齢〕														
18～29歳	86	51.2	51.2	47.7	33.7	43.0	50.0	27.9	33.7	23.3	5.8	-	367.4	
30～39歳	81	49.4	65.4	46.9	38.3	40.7	49.4	33.3	45.7	32.1	7.4	1.2	409.9	
40～49歳	122	53.3	65.6	45.1	41.0	49.2	32.8	36.1	43.4	31.1	6.6	0.8	404.9	
50～59歳	153	64.1	58.2	50.3	52.3	43.8	38.6	40.5	34.0	30.1	7.2	-	419.0	
60～69歳	140	60.0	55.7	50.0	42.9	45.7	33.6	41.4	24.3	27.9	5.7	0.7	387.9	
70歳以上	170	75.3	60.6	58.8	57.6	45.9	42.4	38.2	29.4	40.0	-	1.2	449.4	

表7-参考 受動喫煙対策に関する政府への要望

〔たばこ対策について、政府として力を入れてほしいことは「受動喫煙対策の強化」を挙げた者に、複数回答〕

	該当者数	屋内喫煙室・屋外喫煙所などの設置	飲食店（小規模店舗を含む）の禁煙 推進	病院内・学校・行政機関などの敷地内 禁煙の推進	路上・公園など屋外の対策	屋内喫煙室・屋外喫煙所からのたば こ煙の流出防止対策の強化	ホテル・旅館などの客室対策	事業所の禁煙推進	パチンコ・麻雀・カラオケなど遊 興・娯楽施設の禁煙推進	共用部分などの対策	その他	わか ら な い	計 (M.T.)
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
令和元年7月調査	686	72.6	60.6	57.9	57.6	56.4	48.4	37.9	31.2	30.9	0.9	0.6	455.0

(注) 令和元年7月調査では、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和4年8月調査との単純比較は行わない。

# たばこ対策に関する世論調査

令和4年8月

(n=1,556 (郵送：n=1,058、インターネット：n=498))

## ここからは、たばこ対策についておうかがいします

問1. あなたは、たばこによる健康への影響に関してどのようなことを知っていますか。(〇はいくつでも)

- (92.4) 1. たばこは、肺がんなどのがんの原因となる
- (74.4) 2. たばこは、脳卒中や心筋梗塞、COPDなどの肺の病気の原因となる
- (43.1) 3. 最も死亡につながる予防可能な生活習慣は、喫煙である
- (53.1) 4. 禁煙外来などの、健康保険を利用した禁煙治療がある
- (73.7) 5. たばこをやめることで、健康影響を受ける可能性を減らすことができる
- (78.9) 6. たばこには依存性がある
- (90.9) 7. たばこの煙は、吸っている本人だけでなく、周りの人の健康にも影響を及ぼす
- (1.4) 8. その他 (具体的に→) \_\_\_\_\_
- (0.2) 無回答 (M. T. =508.1)

問2. あなたは、たばこが健康に影響するということについて、どのような手段や経路により周知されているか知っていますか。(〇はいくつでも)

- (37.5) 1. 学校の授業
- (36.3) 2. 医師・看護師などの医療スタッフ
- (40.0) 3. 家族・友人・知人
- (42.9) 4. たばこパッケージの注意書き
- (29.8) 5. ポスター・パンフレット
- (38.9) 6. 新聞・雑誌・書籍
- (47.7) 7. テレビ・ラジオ
- (20.1) 8. インターネット
- (5.0) 9. ツイッターやフェイスブックなどのSNS
- (0.8) 10. その他 (具体的に→) \_\_\_\_\_
- (2.7) 11. 特に知らない
- (0.4) 無回答 (M. T. =302.1)

問3. あなたは、喫煙者のたばこの煙について不快に思いますか。(〇は1つ)

- (56.7) 1. 不快に思う
- (26.5) 2. どちらかといえば不快に思う
- (8.2) 3. どちらかといえば不快に思わない
- (8.0) 4. 不快に思わない
- (0.6) 無回答

3又は4と答えた方、  
無回答は問5へ

問3で「1. 不快に思う」、「2. どちらかといえば不快に思う」と答えた方への質問

問4. これまでに喫煙者のたばこの煙を不快に思った場所はどこですか。(〇はいくつでも)

(n=1,296)

- (70.2) 1. 路上
- (39.4) 2. 屋外喫煙所の近く
- (32.9) 3. 公園・屋外で児童が遊んだりする児童遊園
- (14.1) 4. 病院
- (11.1) 5. 学校
- (10.6) 6. 行政機関
- (17.4) 7. 事業所
- (50.9) 8. 食堂・レストラン・フードコートなど主に食事を提供する店舗
- (39.9) 9. 居酒屋・バー・スナックなど主に酒類を提供する店舗
- (28.2) 10. パチンコ・麻雀・カラオケなどの遊興・娯楽施設
- (20.8) 11. ベランダ・バルコニー・共同住宅の共用部分など
- (19.4) 12. タクシーや鉄道などの車内
- (5.0) 13. その他 (具体的に→) \_\_\_\_\_
- (1.6) 無回答 (M. T. =361.7)

次のページの問5に進んでください

**ここからは全員の方がお答えください**

問5. 他人が吸っているたばこから立ち上がる煙や、吐き出された煙を吸い込むことを、受動喫煙といいます。望まない受動喫煙を防ぐために健康増進法が改正され、2020年4月1日に全面施行されました。あなたは、健康増進法の改正内容についてどのようなことを知っていますか。(〇はいくつでも)

- (32.3) 1. 法律が改正され、2019年7月以降、規制が強化された
- (72.5) 2. 多数の人が利用する施設の屋内は、原則禁煙になった
- (61.8) 3. 病院・学校・行政機関などの施設では、他の施設より規制が厳しく、屋内に喫煙室が設置できない
- (51.5) 4. 小規模飲食店では、店によって屋内でもたばこが吸える店と吸えない店がある
- (14.9) 5. 加熱式たばこについては、普通の紙巻たばことは別の規制が設けられた
- (20.1) 6. 喫煙室などたばこが吸える場所に、20歳未満の人は立ち入れない
- (17.4) 7. たばこを吸える店の入口には、標識が掲げられる
- (25.3) 8. 喫煙室の入口には、標識が掲げられる
- (10.5) 9. 喫煙室には技術的基準が設けられており、基準を満たさない喫煙室は使用できない
- (12.4) 10. 違反者への罰則が設けられた
- (0.3) 11. その他 (具体的に→) \_\_\_\_\_
- (8.5) 12. 知っていることはない
- (2.1) 無回答 (M. T. =329.5)

問6. あなたは、たばこ対策について、政府としてどういったことに力を入れてほしいと思いますか。(〇はいくつでも)

- (17.2) 1. 喫煙率・喫煙実態の把握
- (48.3) 2. 受動喫煙対策の強化
- (21.0) 3. 禁煙外来などの禁煙支援の充実
- (12.4) 4. たばこパッケージの注意書きの表示強化
- (29.2) 5. たばこの健康影響についての普及啓発活動の充実
- (13.6) 6. たばこ広告や販売促進、後援活動に対する規制の強化
- (38.9) 7. たばこ税の引上げ
- (46.8) 8. 未成年者に対する、たばこの健康影響に関する教育の充実
- (27.6) 9. 加熱式たばこ・電子たばこの健康影響に関する研究の推進
- (24.6) 10. 妊産婦の喫煙防止対策
- (5.0) 11. その他 (具体的に→) \_\_\_\_\_
- (8.7) 12. 特にない
- (0.9) 無回答 (M. T. =294.3)

**問6で「2. 受動喫煙対策の強化」と答えた方への質問**

問7. 受動喫煙対策について、政府としてどういったことに力を入れてほしいと思いますか。(〇はいくつでも)  
(n=752)

- (40.0) 1. 建物内の喫煙室や建物外の喫煙所を増やす
- (59.4) 2. 路上・公園など、屋外で喫煙できる場所を減らす
- (61.0) 3. 病院・学校・行政機関などの敷地内の禁煙
- (37.2) 4. 事業所の禁煙
- (50.7) 5. 小規模店舗を含む、飲食店の禁煙
- (31.5) 6. パチンコ・麻雀・カラオケなど遊興・娯楽施設の禁煙
- (45.1) 7. ホテル・旅館などの客室における禁煙
- (33.9) 8. ベランダ・バルコニー・共同住宅の共用部分などの禁煙
- (46.3) 9. タクシーや鉄道などの禁煙
- (5.1) 10. その他 (具体的に→) \_\_\_\_\_
- (0.7) 無回答 (M. T. =410.9)